

平成 25 年 3 月 21 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市北部地区産業廃棄物
不法投棄事案技術評価検討委員会
委員長 藤田 正憲

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画に基づいて実施している特定支障除去等事業に対する岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会としての評価等について

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会（以下「委員会」という。）は、岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画（平成 20 年 3 月 25 日付環産発第 080325001 号環境大臣同意）（以下「実施計画」という。）に基づいて実施している特定支障除去等事業（以下「事業」という。）に対して、技術的評価及び事業が終了した後に実施する調査等への助言を行ってきましたが、平成 25 年 2 月 18 日に開催した第 4 回の委員会において、事業に対する最終的な評価及び事業が終了した後に実施する調査等について検討しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施計画に基づいて実施している事業において、実施計画で定めた生活環境保全上の支障または支障のおそれは取り除かれたと評価する。
- 2 事業終了後に実施する調査等について、問題ないと判断し了とする。